

平成26年度新規環境保健調査研究課題の公募について

平成26年4月15日

独立行政法人環境再生保全機構

予防事業部担当理事 藏重 徹雄

独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）大気汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究課題の公募に関する取扱要領（平成17年細則第1号）第4条の規定に基づく調査研究の対象となる分野及び調査研究計画書の提出期限について以下のとおり公表します。

1. 調査研究の対象となる分野

(1) 気管支ぜん息の発症、増悪予防に関する調査研究（公募分野：3分野）

- ① 乳幼児期のぜん息ハイリスク群へのフォローアップ指導のあり方
- ② アレルギー疾患の進展予防・管理によるぜん息の発症、増悪の予防、改善効果
- ③ 環境因子による増悪予防のための健康管理手法

(2) 気管支ぜん息・COPD患者の日常生活の管理、指導に関する調査研究（公募分野：4分野）

- ① 就学期の患者の効果的な教育、指導モデルの構築
- ② 患者教育実践指導のための指導者育成システムの開発及び基盤整備
- ③ 客観的指標によるアドヒアランスの評価
- ④ COPDの重症化防止のための効果的なセルフマネジメント教育の実践・普及

(3) 気管支ぜん息の動向等に関する調査研究（公募分野：1分野）

- ① 気管支ぜん息患者の長期経過及び変動要因

2. 調査研究計画書の提出期限

平成26年4月15日（火）から平成26年5月16日（金）午後6時までに必着または持参のこと。

3. その他

目的、予算規模、調査研究計画書の提出方法、調査研究課題の採択等については、別添書類を参照して下さい。

以上

1. 目的、調査研究期間及び予算の規模等

(1) 目的

環境再生保全機構は、環境省所管の独立行政法人であり、「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき、大気汚染による健康被害の予防に関する事業として、ぜん息等の発症予防や健康回復に関する各種事業を実施しています。

公害健康被害予防事業（以下「予防事業」という。）の一環として、機構では、地方公共団体が実施する地域住民を対象とするぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながる健康相談事業、健康診査事業及び機能訓練事業（ソフト3事業）を助成しており、これら予防事業の効果的な実施及び患者の日常生活の管理・指導等の充実・強化を図ることを目的とします。

(2) 調査研究期間及び予算の規模

①研究期間 平成26年度から最大平成28年度まで

ただし、評価の結果等により単年度となる場合もある。

②予算規模 168,000千円程度

上記予算規模は全ての採択課題の調査研究期間を通じた予算の総額とする。なお、課題毎の予算は必ずしも上記予算規模の按分にはならない。

2. 公募とする調査研究分野及び研究費の規模等

(1) 気管支ぜん息の発症、増悪予防に関する調査研究

ぜん息患者数は以前ほどの増加は見られないものの、横ばい傾向が続いており、発症予防のための取り組みが依然重要であることに鑑み、地方公共団体が行う地域住民を対象とする健康診査事業等の充実・強化に資する成果を導く研究を実施するとともに、今般、微小粒子状物質等の大気汚染物質によるぜん息患者への健康影響が懸念されていることから次の分野について、調査研究を実施する。

【公募分野】

(1) - ① 乳幼児期のぜん息ハイリスク群へのフォローアップ指導のあり方

採 択 方 針：ぜん息発症予防のための健康診査事業に係るスクリーニングにより抽出されたハイリスク群に対して介入による前向きのコホート調査を行い、ぜん息の発症予防や予後改善のためのフォローアップ指導のあり方を検討するものであり、その成果として、健康診査事業におけるスクリーニング後のフォローアップ指導を確立し、健康診査事業マニュアルの改訂に資するものであること。

研究費の規模：1課題当たり 3,000千円～5,000千円程度（1年当たり、間接経費含まない）

研 究 期 間：平成26年度から平成28年度のうち1～3年

（評価結果等により研究の継続不可又は減額となる場合もある。）

(1) - ② アレルギー疾患の進展予防・管理によるぜん息の発症、増悪の予防、改善効果

採 択 方 針：小児のアレルギー疾患は、年齢とともに皮膚症状、呼吸器症状などが一定の関係をもって交替しながら発症し、変遷することが知られており、食物アレルギー、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎等のアレルギー疾患への介入、管理によるぜん息の発症、増悪に対する予防、改善効果を検討するものであり、その成果として、健康診査事業、健康相談事業における指導内容等の検討の基礎となるエビデンスの集積が期待できるものであること。

研究費の規模：1 課題当たり 4,000 千円～6,000 千円程度（1 年当たり、間接経費含まない）

研 究 期 間：平成 26 年度から平成 28 年度のうち 1～3 年

（評価結果等により研究の継続不可又は減額となる場合もある。）

(1) - ③ 環境因子による増悪予防のための健康管理手法

採 択 方 針：今般、微小粒子状物質（PM_{2.5}）による大気汚染についての地域住民の関心が高まっており、特に高感受性群であるぜん息患者への影響の可能性が懸念されている。高感受性群であるぜん息患者は、健常者に比べ影響が出やすく、個人差も大きいと考えられており、短期暴露によるぜん息症状への影響を客観的に評価し、対応措置等について検討するものであり、その成果として、健康相談事業等における効果的な保健指導の実践に資するエビデンスの集積が期待されるものであること。

研究費の規模：1 課題当たり 3,000 千円～5,000 千円程度（1 年当たり、間接経費含まない）

研 究 期 間：平成 26 年度から平成 28 年度のうち 1～3 年

（評価結果等により研究の継続不可又は減額となる場合もある。）

(2) 気管支ぜん息・COPD患者の日常生活の管理、指導に関する調査研究

ぜん息治療の進歩やガイドラインの普及等により、ぜん息患者のQOLは向上し軽症化が指摘される一方、患者の自己管理の重要性が高まり、自己管理を支援する上で患者教育や関係者の連携を推進することが求められていることに鑑み、地方公共団体が行う地域住民を対象とする健康相談事業、機能訓練事業等の充実・強化に資するため、次の分野について、調査研究を実施する。

【公募分野】

(2) - ① 就学期の患者の効果的な教育、指導モデルの構築

採 択 方 針：小児期・思春期のぜん息患者の治療遵守の管理の向上を目的として教育機関等との連携により、効果的な教育・指導方法、体制の構築について地方公共団体等の協力を得て検討を行うものであり、その成果が健康相談事業の新たなメニューとして導入が可能であること。また、学校等におけるぜん息等に関する健康教育の新たな手法の提案につながることを期待できるものであること。

研究費の規模：1 課題当たり 3,000 千円～5,000 千円程度（1 年当たり、間接経費含まない）

研究期間：平成 26 年度から平成 28 年度のうち 1～3 年

（評価結果等により研究の継続不可又は減額となる場合もある。）

(2) - ② 患者教育実践指導のための指導者育成システムの開発及び基盤整備

採 択 方 針：地域の医療機関や保健所において患者を指導する専門性の高いスキルを有した人材の育成及び技術力向上を目的として、機構が開発した e-learning や集合型研修等を組み合わせた新たな教育プログラムによる育成システムの開発を行うものであり、その成果が研修制度、研修内容の見直しや患者教育の実践テキストの制作に資することが期待できるものであること。また、高い専門性を有した人材を教育現場で活用する仕組みや運用方法についても検討すること。

研究費の規模：1 課題当たり 4,000 千円～6,000 千円程度（1 年当たり、間接経費含まない）

研究期間：平成 26 年度から平成 28 年度のうち 1～3 年

（評価結果等により研究の継続不可又は減額となる場合もある。）

(2) - ③ 客観的指標によるアドヒアランスの評価

採 択 方 針：患者の継続的な自己管理を支援するため、客観的指標によりアドヒアランスを的確に把握し評価する手法を確立しようとするものであり、健康相談事業や機能訓練事業における保健指導に利用できるものであること。また、機能訓練事業の効果に係る評価指標として活用することが期待できるものであること。

研究費の規模：1 課題当たり 4,000 千円～6,000 千円程度（1 年当たり、間接経費含まない）

研究期間：平成 26 年度から平成 28 年度のうち 1～3 年

（評価結果等により研究の継続不可又は減額となる場合もある。）

(2) - ④ COPDの重症化防止のための効果的なセルフマネジメント教育の実践・普及

採 択 方 針：自己管理支援のための患者介入に効果的な新しい教育ツールや具体的で効果的な介入方法についての効果の有用性を検証し、効果的で実効性の高い新しいセルフマネジメント教育手法を確立するものであり、その成果として、健康相談事業の事業内容の改善の検討のモデルやCOPD患者のセルフマネジメント教育の普及に期待できるものであること。

研究費の規模：1 課題当たり 4,000 千円～6,000 千円程度（1 年当たり、間接経費含まない）

研究期間：平成 26 年度から平成 28 年度のうち 1～3 年

（評価結果等により研究の継続不可又は減額となる場合もある。）

(3) 気管支ぜん息の動向等に関する調査研究

ぜん息等の発症予防や患者の健康回復のための事業の重点化、効率化を適切に行うためには、

慢性疾患としての疾病の特性を踏まえた患者の長期にわたる予後とその経過に影響を及ぼす因子を把握することが重要であることに鑑み、今後の公害健康被害予防事業の計画、充実・強化に資する知見を集積するため、次の分野について、調査研究を実施する。

【公募分野】

(3) - ① 気管支ぜん息患者の長期経過及び変動要因

採 択 方 針：ぜん息患者の発症から長期にわたり継続的に経過を追跡し、長期経過における寛解、増悪に関連する因子やアドヒアランスや QOL の変化によるコントロール状況との関連などを明らかにしようとするもので、その成果として、地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復につながる公害健康被害予防事業の計画、充実・強化の検討に資する知見が集積されるものであること。

研究費の規模：1 課題当たり 5,000 千円～8,000 千円程度（1 年当たり、間接経費含まない）

研 究 期 間：平成 26 年度から平成 28 年度の 3 年

（評価結果等により研究の継続不可又は減額となる場合もある。）

3. 新規採択課題予定数

8 課題程度

※各公募分野について原則として 1 課題を採択するが、採択を行わない又は複数採択することもある。

4. 調査研究計画書の提出方法

(1) 応募に当たり提出が必要となる調査研究計画書は、添付資料に示された様式に従い作成に当たっては記載例を参考にしてください。

(2) 提出部数は、正本 1 部、副本 10 部及び電子媒体 1 枚とします。

(3) 提出に当たってのその他の留意事項

① 調査研究計画書申請者が責任を持って以下の宛先へ送付・提出を行っていただきます。

〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 ミューザ川崎セントラルタワー8F

独立行政法人環境再生保全機構 予防事業部 事業課

平成26年度環境保健調査研究公募担当宛

② 調査研究計画書の作成に当たっては別紙の記載例を参考にしてください。

③ 電子媒体のファイル形式は、Microsoft Word（Windows版、拡張子doc又はdocx）で作成してください。

④ 調査研究計画書全体を1つのファイルとして作成し、ファイルを保存したCD-Rを1枚

同封して提出してください。CD-Rには、下に示す項目名を記載したラベルを貼ってください。

受付番号：（受付番号は機構で記載します。）

申請者名：

所属機関：

5. 所属機関の長の承認

研究代表者は、当該研究に応募することについて所属機関の長の承認を得てください。研究の実施に係る承諾書は、委託契約締結時に提出していただくこととなります。

6. 対象経費

機構が負担できる委託費の範囲は、研究の遂行に必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費とします。

計上可能な費目は、次のとおりです。

(1) 直接経費

直接経費は、研究内容から判断して直接必要と認められるもので、委託契約期間中に発生し、かつ委託契約期間中に支払われる経費とします。

- ① 諸謝金（研究を遂行するために、専門知識の提供、情報収集等で協力を得た場合など、特定の用務に対する謝礼金が対象）
- ② 旅費（委員会等の出席、研究に必要な各種調査を行うための調査旅費等が対象）
- ③ 業務費
 - ア 消耗品費（物品の性質上、使用するに従い消費され、その性質が長期使用に適しないものに限り、）
 - イ 印刷製本費（研究業務の遂行上必要な資料を作成するために使用した印刷代、コピー代、報告書等）
 - ウ 借料及び損料（機械器具の借料及び損料、会場借料等）
 - エ 賃金（集計・転記・資料整理作業員等の日々雇用する単純労務に服する者に対する賃金）
 - オ 通信運搬費（郵便料、切手、はがき、運送代等）
 - カ 備品費（対象となる備品は研究に必要不可欠な研究機器等と判断できる物品に限り、研究者が通常使用する一般的の什器は含みません。なお、本委託費により取得した備品等については、業務完了後、機構が返還させる必要があるものを指定し、これを返還するものとします。）
- ④ 委託費（委託研究者又は分担研究者において実施することが不可能な分析測定などについて、研究事業の一部を他の研究機関等に外注して行うための経費）

なお、直接経費の算出に当たって機構の単価表が必要な場合には、予防事業部事業課公募担当までお問い合わせ下さい。

また、旅費を計上する場合、経路検索ソフト等の結果を印刷したものがあれば添付してください。調査研究計画書には、次の例により記入してください。

(例) 【研究発表会出席旅費】

鹿児島～東京(2泊3日) (環境保全大学 准教授 山川一郎)

1人×1回×@ (101,840円) = 101,840円

(@ = 宿泊料13,100円×2 + 日当2,600円×3 + 航空運賃35,170円×2

+ バス賃390円×2 + 鉄道運賃1,030円×2)

(2) 間接経費

間接経費は、委託費を効果的・効率的に活用できるよう、直接経費による研究の実施に伴い、委託費の管理及び経理の委任を受ける研究代表者の所属機関等において必要となる管理等に係る経費を、直接経費に上乘せして措置するもので、直接経費の10%を限度に計上することができます。

7. 応募に当たっての留意事項

(1) 応募資格

本公募に応募できる者の資格は、添付資料③「大気汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究課題の公募に関する取扱要領」第2条に基づくものとします。

ただし、次の者を除きます。

- ① 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- ② 契約事務取扱細則第5条の規定に該当する者

<参考1>大気汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究課題の公募に関する取扱要領(抄)
(応募資格)

第2条 公募に応募できる者は、次に掲げる試験研究機関又は研究組織(以下「研究機関」という。)で、国内に主たる事務所又は調査研究活動の本拠を有するものに所属する研究者(以下「委託研究者」という。)及び研究機関の代表者とする。

- (1) 国の施設等機関
- (2) 地方公共団体に附属する試験研究機関
- (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学及び大学に附属する試験研究機関
- (4) 法人格を有する民間団体が経営する調査研究所(民間団体の研究部門を含む。)
- (5) 特例民法法人又は一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人若しくは公益財団法人であって、調査研究を主たる目的とするもの

(6) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条の規定に基づき設立された独立行政法人であって、調査研究を主たる目的とするもの

(7) その他機構理事長が適当と認めたもの

<参考2>契約事務取扱細則(抄)

(一般競争に参加させないことができる者)

第5条 契約担当職等は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後2年間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

(1) 契約の履行に当たり故意に工事、製造若しくは調査を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為その他信義則に反した行為をした者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(6) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 契約担当職等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

3 第1項の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

(2) 事務委任

委託費の管理及び経理の透明化並びに適正化を図るとともに、研究代表者の研究費の管理及び経理事務に係る負担の軽減を図る観点から、委託費の管理及び経理事務は、研究代表者の所属機関の長に必ず委任してください。

(3) 同一の公募分野に対して複数の課題を採択する場合における委託契約の締結

同一の公募分野に対して複数の課題を採択する場合、委託契約の締結に当たり、調査研究事業の円滑な実施に支障がなく委託契約に係る事務手続きの効率化を図る観点から、研究代表者及び事務委任を受ける所属機関と機構が協議し、合意した場合には、複数の採択課題を統合して委託契約を締結するものとします。

(4) 委託費の不正使用及び不正受給

委託費の不正使用または不正受給を行った場合、これらに関与した研究者等に対し、「独立行政法人環境再生保全機構大気汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究における委託費の不正使用及び不正受給に係る委託費の執行停止、応募資格の制限及び委託

費の返還等に関する達」による措置を適用します。

8. 研究課題の審査、採択及び通知について

(1) 審査・採択について

審査は非公開で、以下の手順で行います。提出されたファイル等の返却は行いません。

① 資格・要件審査

応募書類について、調査研究課題、調査研究課題に係る代表者の要件を環境再生保全機構が事前審査を行います。その際、公募する研究分野に該当しない場合、「大気の汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究課題の公募に関する取扱要領」に規定される応募資格を満たしていないなど、明らかに要件を満たしていないものは、以降の審査を行わないものとします。

② 書面審査（事前評価）

上記①の資格・要件審査を通過した応募書類について、外部専門家により構成される環境保健調査研究評価委員会による書面審査（事前評価）を行います。

③ 研究課題の決定

採択すべき調査研究課題は、上記②の事前評価を受けて予防事業部担当理事が決定します。なお、採択に当たって、研究班の構成等に条件が付与される場合があります。

(2) 審査基準

応募された調査研究課題について、下記の点から総合的に審査します。

- ① 環境保健対策の推進への貢献度
- ② 研究成果目標の明確性、的確性
- ③ 研究計画の適切さ
- ④ 研究内容の独自性
- ⑤ 社会・経済に対する貢献度

(3) 審査結果の通知について

採択された課題の調査研究計画書申請者に対して、調査研究課題採択通知書により通知します。

9. その他

(1) 著作権等

本調査研究で作成した調査票、システム及びマニュアル等の著作権等の無体財産権は、機構に帰属し、公害健康被害予防事業における他の用途において、無償で使用できるように措置することとします。

(2) 研究課題の評価の実施について

採択された調査研究については、毎年度外部専門家により構成される環境保健調査研究評価委員会により評価を実施することとします。

また、評価委員会による事前評価又は年度評価の結果を調査研究の内容に適切に反映する観点から、必要に応じ、課題横断的な連絡・調整の場を設け、環境保健調査研究評価委員により指導・助言を行うこととします。

(3) 研究成果の取扱い

研究者は、毎年度末及び調査研究終了時に調査研究成果報告書を20部作成し、機構に提出していただきます。また、研究成果発表会（毎年1回開催）にて、研究成果を発表していただきます。

また、研究発表会やホームページで公表するとともに、ぜん息患者等の日常生活の管理や指導等に直接役立つ情報については、リーフレットなどわかりやすい資料を作成するなどして広く情報提供を行います。

(4) 問い合わせ方法

公募全般に関する問い合わせは、極力、電子メールにてお願いします。なお、電子メールの件名(題名)は「公募問い合わせ（環境保健分野）」としていただきますようお願いいたします。

独立行政法人環境再生保全機構 予防事業部 事業課 公募担当

E-mail : h-koubo@erca.go.jp

(5) 添付資料

以下の資料が添付されています。

- ① 応募書類様式（様式第1 公害健康被害予防事業に係る調査研究計画書）
- ② 応募書類様式記載例
- ③ 大気汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究課題の公募に関する取扱要領
- ④ 公害健康被害予防事業及び地球環境基金事業に係る委託契約事務取扱要領
- ⑤ 独立行政法人環境再生保全機構大気汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究における委託費の不正使用及び不正受給に係る委託費の執行停止、応募資格の制限及び委託費の返還等に関する達
- ⑥ 委託契約書（案）

(6) 契約情報の公表

- ① 落札及び随意契約の公表

契約を締結したときは、後日、当該契約情報を機構のホームページにおいて公表します。

② 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に伴う公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について、情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、機構との関係に係る情報を機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなしますので、ご了承ください。

ア. 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- 1) 機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- 2) 機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

イ. 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- 1) 機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（機構OB）の人数、職名及び機構における最終職名
- 2) 機構との間の取引高
- 3) 総売上高又は事業収入に占める機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- 4) 一者応札又は一者応募である場合はその旨

ウ. 機構に提出していただく情報

- 1) 契約締結日時点で在職している機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び機構における最終職名等）
- 2) 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び機構との間の取引高

エ. 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則72日以内（4月に締結した契約については原則

93日以内)

③ 「資格停止措置等」の公表

独立行政法人環境再生保全機構契約事務取扱細則第5条第3項により資格停止措置を受けた者は、資格停止業者名等を機構ホームページにより公表します。

以上

<担当>

〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー8F

独立行政法人環境再生保全機構 予防事業部事業課 坂本、大神

TEL : 044-520-9567 FAX : 044-520-2134

E-mail : h-koubo@erca.go.jp